様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2024年　10月　16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いっぱんざいだんほうじん　おきなわあいてぃいのべーしょんせんりゃくせんたー  一般事業主の氏名又は名称 一般財団法人 沖縄ITイノベーション戦略センター  （ふりがな） いながきじゅんいち  （法人の場合）代表者の氏名 稲垣　純一  住　所　　　　〒900-0004  沖縄県那覇市銘苅２丁目３−６  那覇市IT創造館４階  法人番号　　　　2360005005840  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ISCO 経営戦略　2022-31 | | 公表日 | 2022年　4月　1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ●ホームページにて公表「ISCO 経営戦略2022-31」<https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2022/04/ISCO_keieisenryaku_2022v1.1.pdf>　 P4　１ 基本理念・ビジョンの確立 P5　２ 経営・活動方針、行動指針、ISCOMPASS（イスコンパス） | | 記載内容抜粋 | ●「ISCO 経営戦略2022-31」  P4　（１）基本理念（ISCO の存在意義・目的、ミッション）沖縄県経済の振興を図る産業支援機関として　県内産業界の課題解決と新たな価値創造を促進するため　データとデジタル技術の利活用とイノベーションをもたらす機会を創出する  P5　（１）経営方針（ISCO のスローガン）  ・ResorTech でおきなわの未来をリードします   ・データとデジタル技術の利活用で沖縄全産業の発展に貢献します   ・沖縄の産業に寄り添い、一緒に未来を創造します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当法人の業務執行の決定機関である理事会にて決議し、ホームページ上に経営戦略として公開しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ISCO DX戦略 2024 | | 公表日 | 2024年　8月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて公表  <https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2024/08/ISCO_DX_2024.pdf>  P6～8 ISCO DX戦略 | | 記載内容抜粋 | DX戦略における、社内システムのロードマップに基づいた取り組みを掲載しております。  P6 取り組み事例②　対話型AIによる業務支援 ■導入効果 ・資料作成等の自動化により、作業時間が削減され、業務コストが圧縮。 ・対話型AIが知識の蓄積と検索を容易にし、必要な情報を迅速に取得できます。これにより、業務の質が向上し、ミスの減少や教育コストの削減。  P7 取り組み事例③　BIツール活用による分析 ■導入効果 ・データをリアルタイムで可視化することで、必要な情報を即座に生成し、意思決定のスピードを向上。  P8 取り組み事例④　電子契約システムによる効率化　 ■導入効果 ・印刷や郵送、物理的な書類保管にかかるコストが削減。また、契約プロセスの効率化により、人的コストも削減。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当法人の業務執行の決定機関である役員（理事長、専務、事務局長）の決裁を経て、HPへ公開しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて公表　「ISCO DX戦略 2024」  <https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2024/08/ISCO_DX_2024.pdf>  情報公開　08.　ISCO DX戦略　　 P5 ISCO DX戦略 P9 ISCO DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | P5 取り組み事例①　Eラーニング活用による人材育成 ■導入効果 ・効率的にスキルや知識を習得することで、業務の効率化が進み、生産性が向上。 ・最新の技術やトレンドに触れる機会が増えるため、新しいアイデアの創出が促進。  P9 ISCO DX推進体制  経営企画・管理セクション内の業務システムGを中心に社内全体へDX推進を行う。人材活躍Gは、DX 推進人材としての職員の育成・成長支援を行う。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「ISCO DX戦略 2024」  <https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2024/08/ISCO_DX_2024.pdf>  情報公開　08.　ISCO DX戦略  P3−P4 ISCO DX　社内システムのロードマップ | | 記載内容抜粋 | P3-P4 「ISCO DX　社内システムのロードマップ」において、これまでのシステムの導入変遷を記載しております。また、「各サービスの連携　情報の活用」を通して、さらに「DX推進」を進めます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ISCO DX戦略 2024」 | | 公表日 | 2024年　8月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「ISCO DX戦略 2024」  <https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2024/08/ISCO_DX_2024.pdf>  情報公開　08.　ISCO DX戦略 P10 KPI | | 記載内容抜粋 | ★社内業務・セキュリティに関するDXの取り組み  　　⇒実施済み：21件　2024年度〜目標：＋5件​ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年8月30日 | | 発信方法 | ISCOホームページ　TOP＞私たちのについて＞POLICY\_ <https://isc-okinawa.org/about> | | 発信内容 | 「POLICY\_」を公開しました。  **◎ResorTechの理念のもと、沖縄のDXをリードし、未来を創造します。**  **◎沖縄の全ての産業のIT活用を支援し、社会の発展に貢献します。**  復帰50周年と新・沖縄21世紀ビジョンのスタートから1年。 ISCO は計画に基づき、様々な事業を通して産業を支援して参りました。  世の中は人手不足などの課題がある一方で、AI やビックデータの活用が大きく進展した1年であったと言えるでしょう。 ISCO は DX や AI などで生産性向上をはかる人材育成にも取り組みました。  また海外 MOU 先との関係づくりや新たなネットワークの拡大も進めており、沖縄が「アジアの国々」と「日本」を “つなぐ” 活動をしながら、 そのことが今後の沖縄の発展の原動力となる形を構築しております。  県内全ての企業・組織がデジタル技術を効果的に導入・活用して、県外とも連携し、沖縄の価値を高めることを目指し、 私たち ISCO は、これからもチャレンジを続けてまいります。  稲垣 純一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃 | | 実施内容 | IPA DX推進指標自己診断の実施  DX推進指標に照らし合わせ課題を把握 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年11月　～　継続実施中 | | 実施内容 | 2022年2月10日 ISMS取得（　ISO/ISC27001:2013(JISQ27001:2014)　）  ・情報処理安全確保支援士：1名  ・セキュリティ資料別途添付： ISO27001維持審査最終報告書（正式版）  2023\_内部監査報告書  MSマニュアル Ver2.5(インシデント)  MSマニュアル Ver2.5(内部監査)  ISCOサイト掲載：情報セキュリティ方針  <https://isc-okinawa.org/wp-content/uploads/2021/12/information-security-policy.v2.pdf> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。